

芦こ障第4058号

令和6年12月19日

芦屋市障がい団体連合会

(令和6年度担当)

芦屋市障がい児者父母の会 能瀬 仁美 様

芦屋市長 高島 峻輔



芦屋市障がい団体連合会からの要望について(回答)

師走の候、貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本市障がい福祉行政の推進につきまして、ご尽力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和6年10月29日に市長との懇談会にてご要望のありました件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

記

●芦屋市障がい団体連合会からのご要望

- 1 芦屋市で障がいを持つ人たちが、住み慣れた町で自立して住み続けることが出来るように住居及び居場所(就労事業所や立ち寄れる場所)を確保してください。

(回答)

障がいのある人が住みなれた町で自立して住み続けることが出来る住居であるグループホームは、市内・市外を含め、ここ数年新たに開設されるなど増加傾向にあります。

本市の限られた市域の中に、グループホームや就労継続支援事業所などすべての福祉資源を確保することは難しいですが、他市のサービス提供事業所と連携を図るとともに、開設に関する

ご相談があった場合には、引き続き補助金制度等の案内など本市で開設をしていただけるよう支援を行ってまいります。

●身体障害者福祉協会からのご要望

- 1 障害者に関することを行政が決定する場合「国連の『障害者権利条約』の基本である「われわれのことを我々抜きで勝手に決めないでください」(Nothing about us without us)を遂行して下さい。

(回答)

令和3年1月に施行した「芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」においても、政策形成過程の参画として、障がいのある人(その家族及び支援者を含む。)や各関係団体からの意見の聴取を行うよう努める旨、定めているところです。今後も皆様のご意見を伺いながら取り組んでまいります。

- 2 第5次総合計画にある「ユニバーサルデザインのまちづくり」の具体的な行動計画を示して下さい。また、「芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」の合理的配慮を実施する費用の予算等を活用し、以下のことを実現して下さい。

(回答)

①「ユニバーサルデザインのまちづくり」の具体的な行動計画

道路・公園・公共施設等は、改修に伴い、ユニバーサルデザインの視点をもって、引き続き設計検討・工事を進めてまいります。公共施設については、兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化に取り組んでまいります。また、「芦屋市バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区内の生活関連施設(旅客施設、建築物や道路、公園等の公共施設)や、施設間の主要な移動経路について、ユニバーサルデザインの視点をもってバリアフリー整備を進めてまいります。

また、兵庫ゆずりあい駐車場(パーキングパーミット)制度やヘルプマークなどの啓発を引き続き進めてまいります。

② 視覚障害のある人や高齢の方の危険防止のため歩道のグリーンベルトや自転車マークの塗り直しと、歩道の自転車利用マナーの啓発

グリーンベルト(路側帯のカラー化)は、歩道がない道路において、通学路安全プログラムに基づき、ご要望のあった箇所を確認し、対策が必要な箇所に設置していますので、歩道上には設置していません。

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられており、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則ではありますが、自転車が歩道を通行することができる場合(「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき等)であっても、車道寄りの部分を徐行しなければいけません。

しかし、歩道での自転車通行はあくまでも例外であり、歩行者を優先する必要があることから、自転車マークの塗り直しに変わる啓発方法について検討しているところです。

交通ルールを順守していただくため、今後も引き続き芦屋警察署と連携し、街頭での啓発や交通安全教室の実施により周知活動に取り組んでまいります。

③ 市民センター・ルナホール、青少年センター、JR 芦屋駅、その他大型ショッピング施設などにおける身体障害者用駐車場の拡充、および一般の方が誤って駐車しないようにスペースの色付けや看板の設置アナウンスなどの対策

【市民センター・公民館】

駐車スペース27台のうち、1台を兵庫ゆずりあい駐車場として駐車スペースを設けており、付近にコーンを立て、一目で分かるように案内しております。今後も必要な方が利用できるよう、制度の普及啓発に努めてまいります。

なお、拡充につきましては、駐車場利用数や、建物の構造を考慮すると、非常に困難となっております。

【体育館・青少年センター】

駐車スペース31台のうち、館内への出入口のすぐ横に身体障がい者用駐車スペースを1台設けておりますが、これ以上増やすことは難しいと考えます。

駐車スペースの色付けや看板の設置につきましては、今後も引き続き指定管理者と研究していきたいと考えています。

#### 【JR 芦屋駅】

JR芦屋駅南地区の再開発事業による一般車ロータリー及び施設建築物の地下駐車場整備において、関係機関と協議のうえでわかりやすい身体障がい者用駐車スペースの表示に努めてまいります。

- 3 地震、台風、津波、土砂崩れなどの災害が起こった時の障害者への情報発信体制の整備をお願いします。加えて、芦屋市や各自治会主催の防災訓練に障害者が参加できるような積極的な呼びかけ、また障害者が共に避難する内容のインクルーシブ防災訓練としてください。

#### (回答)

情報発信体制について、防災行政無線のスピーカーや緊急告知ラジオによる「放送」、ホームページや SNS、防災ネットによる「配信」といった、異なる災害伝達手段の組み合わせにより、情報発信体制を整備しております。また、自主防災組織、福祉ボランティア等の協力を得ながら、地域における障がいのある人に対する情報伝達を実施することとしています。

防災訓練について、自主防災会へも障がいのある人が訓練に参加できるよう呼びかけを行ってまいります。また、自主防災会へ障がいのある人も加入していただくことで、一緒に安心して暮らせるよう、地域防災力の更なる向上を目指していきたいと考えています。

日ごろから地域とのつながりを持ち、「顔の見える関係」を築き、災害時に適切な避難行動がとれるように自分でできることから備えていただけるよう防災ガイドブック等で啓発を行っております。令和7年1月26日開催予定の芦屋市の防災総合訓練はイベント型の訓練となっておりますので、奮ってご参加ください。

4 芦屋市身体障害者福祉協会が事業実施する際、それが障害を持つ市民にとって必要であり有益と判断される場合には、障害者個人に案内を出すための協力をお願いします。

(回答)

各障がい団体などが主催する事業の周知は、会員のかたへは団体から、会員以外のかたへは、全戸配布である広報あしや、障がい福祉のポータルサイト「あしやねっと♪」への掲載をご活用いただくよう紹介しています。引き続き手帳交付などの機会を通じて、会員が増えるよう、団体の紹介を行ってまいります。また、事業実施の際、チラシなどをいただければ、窓口などで配架・周知することも可能です。なお、広報あしやへの掲載をご希望の際は、障がい福祉課までご連絡いただければ、秘書・広報課へ掲載依頼をさせていただきます。

●芦屋家族会からのご要望

1 芦屋市の障害者が自分らしく住み続けることができるように住まいの確保への配慮と支援をお願いします。

精神障害者の家族は高齢化による 8050 問題を抱えていますし、親亡き後の不安は深刻です。そのため親が活着している内に当事者が少しでも自立して生きていけるように準備をする必要性に迫られています。しかし、このような時に大きな壁になっているのが住まいの問題です。

家族はまず第一に安全なグループホームでの生活充実を望みますが、一部の当事者の人は自分に合った暮らし方を望む人もおります。他人との共同生活が出来る人はグループホームが良いようですが、病気の特性から協調性のない人も多く、そのような人たちは一人暮らしを望んでいます。しかし、一人暮らしをするのには芦屋市の賃貸住宅の家賃は高額で障害者年金ではとても賄うことが出来ません。芦屋市が福祉を誇れる町となるためにも障害者の住まいの確保への理解と支援をして下さいますようお願い申し上げます。

民生文教委員会と芦障連との定例懇談会でも、若い人たちを芦屋市に誘致するためにも高額な住宅費は大きな壁になっていると伺っています。このような若者の住まい問題を含めて芦屋市として施策をご検討いただきたいと思ひます。

(回答)

障がいのある人が住みなれた町で自立して住み続けることが出来る住居であるグループホームは、市内・市外を含め、ここ数年新たに開設されるなど増加傾向にあります。

本市の限られた市域の中に、すべての福祉資源を確保することは難しいですが、他市のサービス提供事業所と連携を図るとともに、開設に関するご相談があった場合には、引き続き補助金制度等の案内など本市で開設をしていただけるよう支援を行ってまいります。

また、障がいの有無に関わらず、若者への住宅支援についても検討を行っており、積極的に取り組んでまいります。

## 2 芦屋市の公文書において「障がい」を「障碍」表記に変革することを要望します。

「しょうがい」のある人は、「障」(心身にさわりがあつて)にして「碍」(日常生活に著しく不自由がある)の意味ですが、「害」(他人に害を及ぼす存在)の人ではない。これを主張し続けていますが、なかなか進みません。

芦屋市は「障害」を「障がい」表記にしました。「害」の漢字を用いない事に温かい配慮を感じ感謝しています。しかし、ひらがな交じりの漢字は意味が通じにくいです。やはり「障碍」と表記するのが意味を表しているのでふさわしいと思います。これまでの数回の要望書に対して芦屋市は「碍」の漢字が常用漢字に加えられたら検討すると回答しています。今一度、芦屋市の公文書において「障碍」表記に変革してくださるよう今年度も要望します。

### (回答)

本市では、現在、誰でも平易に読むことができるという観点から、可能な限り平仮名表記を採用しており、令和2年度から課名も平仮名表記に改めたところ です。

「碍」の表記については、国において、「法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いる」とされていること等により、直ちに常用漢字表に追加することは困難である。ただし、常用漢字表の次の改定が行われる際には選定基準の見直しが必要であるかどうかを改めて検討することとするとともに、「障害」の表記に関しては当事者を中心とした議論が進むように期待しながら見守りつつ、国語施策の観点からも用語全般に関する課題を広く解決していくための考え方を整理することができないか検討する。」とされておりますので、今後の国の動向を注視してまいります。

## 3 芦屋市巡回の阪急バスの運賃割引の恩恵を受けられるようにして下さい。

平成30年7月17日、芦屋市議会で「精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める決議」が行われ、交通事業者に対して公共交通機関の運賃割引制度について精神障害者も、身



体障害者及び知的障害者と同様に適用対象とするよう強く求めることが決議されました。長年の要望が叶った事に心から感謝いたしました。

ところが、その後、この決議事項を芦屋市巡回バス運行の阪急交通機関に申し入れをしたところ事業者は精神障害者の場合、手帳に写真を貼付していない人もいるという理由で却下されたと聞いています。しかし、写真を貼付している人の方が多いのですから、写真貼付者にはこの運賃割引を適応してください。

平成30年の決議から7年経っても未だにこの事が実現されていません。障害者の日常生活の改善には、身近な路線バスを利用して社会に参加する必要があります。再び市からの絶大なご支援をお願いいたします。

(回答)

精神障害者保健福祉手帳については、申請に当たり、原則、写真の提出が必要です。しかしながら、一方では、写真の提出を拒まれるかたもおられる現状があることから、兵庫県に了解を得た上で、受給できない制度もあることをご理解いただくことを前提に申請を受理しております。

各種割引制度を利用する場合、正当にご利用いただくことが前提にあり、その制度を維持していくためにも、事業者としては、写真による本人確認はやむを得ないと考えます。

本市としましては、これまでと同様、写真を貼っておられるかたを対象に運賃割引等制度を適用いただきますよう、交通事業者へ要望していきたいと考えています。しかしながら、公共交通機関の運賃割引の対象範囲の拡大は、複数市にて運行されることから、地方公共団体が単独で対応できる課題ではありません。先日も全国の公共交通機関で他の障がいのある人と同様の取扱いとなるよう事業者に対し改善のあっせんなどの対策を講じるよう近隣市と共に国・県へ要請をさせていただいたところです。

●手をつなぐ育成会からのご要望

1 18歳以上の知的障がい者の居場所を増やして下さい。

現在、市内各地に小規模な居場所がいくつか開設されていますが、多くは午後3時ぐらいまで閉じられ、仕事に通う知的障がい者が利用できない時間帯のものが多いです。

学齢期を経て、社会に出る18歳以上の障がい者は、親からの自立を目指しますが、大半の人が、ほとんどの日を家と作業所の往復だけで過ごすという生活をおくっています。

そんななかで、色々な人と出会い、社会性を備えさせたいと願い、保護者が中心となつてつむぐ広場を開設しましたが、これだけでは不十分です。親の力だけで解決できる問題ではなく、行政や市内の事業所の協力が必要です。あわせて障がい者の自立を促すために、日中一時支援、グループホーム、生活介護の拡充もお願いします。

(回答)

18歳以上のかたの居場所につきましては、「芦屋市自立支援協議会専門部会」で検討し、障がいのある人の保護者のかたなどが中心となつて、「つむぐ広場」を毎月1回開催していただいているところです。「つむぐ広場」の運営などに関しては、相談先を紹介するなど協力していきたいと考えています。

また、「つむぐ広場」以外にも、芦屋市内にある障がいのある人の社会参加を応援する店舗を登録する「みんなにやさしいお店登録事業」を令和5年度から開始しています。障がいのある人が情報を収集しやすいよう、ホームページ、インスタグラム、あしやNPOセンターが運営する「ためまっぴ芦屋」などさまざまな媒体を通じて、情報を発信してまいります。

本市の限られた市域の中に、すべての福祉資源を確保することは難しいですが、他市のサービス提供事業所と連携を図るとともに、開設に関するご相談があった場合には、引き続き補助金制度等の案内など本市で開設をしていただけるよう支援を行ってまいります。

## 2 選挙時の投票支援の周知について

芦屋市の選管によれば、投票時に投票したい人の名前を伝えることが出来れば(方法については本人にあわせる)いずれの投票所でも(期日前投票所を含む)予約なしで投票用紙への記入支援、投票箱への投入支援が受けられるということですが、このことを知らずに投票を諦めている知的障がい者も少なくないと思います。投票したい人が気兼ねなく投票所に行って投票できるように、このことが周知されるような取り組みをお願いします。

(回答)

本市では、選挙の際に投票所に「投票支援カード」を備えているところですが、十分に周知ができていないというご指摘を真摯に受け止め、以下の取組を進めてまいります。

- 1 選挙の際に発送する選挙通知書(投票所入場券)の同封チラシに投票支援カードなど、投票支援を必要とされるかたへのご案内を充実させること。
- 2 選挙の際には「投票支援カード」の活用をホームページにてその都度周知を行うこと。
- 3 期日前投票所並びに投票日当日の各投票所においても、投票支援カードをできるだけ見やすい位置に置くよう努めること。

## 3 インクルーシブ教育について、市として、積極的な推進をお願いします。

芦屋市はかねてより、インクルーシブ教育に力を入れていると認知されてきました。

市立学校では、年度初め、学期初めなどのタイミングで、インクルーシブ教育の意義を周知、普段から支援学級の児童生徒も普通学級で過ごす、夏休みには毎年、両者で交流キャンプに出かけるなどの取り組みがなされ、障がい児の保護者にはとても心強いものでした。ところが、コロナの影響もあり、これらの取り組みが少し減っているように感じています。今一度、インクルーシブ教育の良さを見直し、市としても推進していただきたいと思ひます。

(回答)

交流キャンプについては、コロナ禍は過ぎたものの、近年の猛暑や、特別支援学級に籍を置く子どもたちの増加傾向、医療的ケアが必要な児童など様々な課題が出てきているため、どのような形で進めていくことがいいのかを主催の芦屋市特別支援教育研究協議会と一緒に考えているところです。

個別の支援計画に基づき、自立と協働的な学びの支援をバランスよく行っており、その意義についても特別支援教育コーディネータを中心に共通理解を図りながら進めているところです。

インクルーシブ教育とは、障がいの有無にかかわらず、一人一人の児童生徒に寄り添い、その子がどのようなことを必要としているかを教師一人一人がしっかりと考え、行動に移していくことが大切だと考えています。そういったことから、インクルーシブ教育について教師も含め改めて意義を再認識していきたいと考えます。

4 市役所の新人職員の研修プログラムに、毎年知的障がいの疑似体験を加えるようにして下さい。

昨年、今年と、新人職員さんの研修に知的障がいの疑似体験のプログラムを入れていただき、大変感謝しています。これが単発的なものではなく、毎年研修プログラムに入れていただきますようお願いいたします。

(回答)

おむすび隊に実施いただいている知的障がい・発達障がいの疑似体験について、令和6年度は、新任職員研修(後期)において、令和6年度に入庁した全新任職員を対象に実施したところです。

令和7年度につきましても、新任職員向けの研修等の実施機会を通じて、継続的な障がいへの理解促進に資する取組を検討してまいります。

## ●障がい児者父母の会からのご要望

### 1 緊急時を含めた「医療的ケア」を必要とする障害者の「ショートステイ」

現在市内に医療的ケアや多くの介助が必要な障がい者が利用できるショートステイ施設がほとんどありません。介護者の体調不良、手術、入院、その他緊急時などに預ける先がなく大変困っています。介護者の年齢が上がるにつれ需要は増す一方です。市民病院などを活用しショートステイの充実をお願いします。

(回答)

医療型短期入所サービス(ショートステイ)については、兵庫県において、医療的ニーズを有する重症心身障害児者等が短期入所サービスを円滑に利用できるよう、県内の医療機関が実施する指定短期入所事業所において、輪番制により空床を確保しているところです。

みどり地域生活支援センターでのショートステイについて、当該施設利用者以外の受け入れを行うため、事業者と協議を重ね、週1回から週2回へ実施回数を増加する方向で準備を進めています。当該施設利用者以外のショートステイの利用の実施は、利用希望者の状態の把握や対応における課題解消に取り組み、事業者と連携を図り円滑に運営できるよう努めてまいります。

### 2 芦屋市におけるインクルーシブ教育の充実

芦屋市独自のインクルーシブ教育を確立してほしい。また地域の小中学校に行くことを教育委員会から勧められますが、障害の特性や本人の性格、家庭の状況などにより必ずしも地域の学校に行くことが本人や家族のためにならないこともあります。インクルーシブ教育の充実に対する努力は続けつつ、状況に応じて支援学校への進学や転校をスムーズに行えることもお願いいたします。

(回答)

本市としましては、地域の小中学校を勧めているというのではなく、選択肢の一つとして当然

地域の学校に入る権利があるということをお伝えしているつもりですが、思いが強くなりすぎている部分があるのかもしれませんが。

ご要望のとおり、本人や家族のかたのご意思を一番に考えてどこの学校、学級にするのかを一緒に考えていくことが一番大切なことであると考えております。

インクルーシブ教育とは、障がいの有無にかかわらず、一人一人の児童生徒に寄り添い、その子がどのようなことを必要としているかを教師も含め一人一人がしっかりと考え、行動に移していくことが大切であると考えております。今後もインクルーシブ教育の根っことなる考えを大切にしながら進めてまいりたいと考えております。

### 3 「機能訓練事業」の利用拡大

身体障がい者の QOL の向上のため、機能訓練は残存機能の低下防止に不可欠であり、福祉センターでの訓練の時間帯の延長、また、小児からリハビリを受けている方限定で 18 歳以上も引き続き受け入れの実現をお願いします。

(回答)

本市の障がい児機能訓練事業については、心身に障がいを有する児童等に対し、適切な訓練を行うことにより個々の状況に応じた日常生活の自立を助けることを目的に実施しており、早期療育が主たるものであることから、18歳以上の受け入れは現在のところ考えておりません。

成人期以降についても、定期的に適切なリハビリを受けることで、機能低下のスピードの緩和や機能維持等を図ることができることから、こうした受診を促進するため、訪問看護ステーション等の訪問看護療養費(医療保険適用分)が福祉医療の助成対象となっています。

また、兵庫県立障害児者リハビリテーションセンターを障がい児機能訓練を終了した後の訓練施設として利用希望に応じて紹介しているところであり、今後も情報提供等必要に応じて行ってまいります。

このたびの市長との懇談において、18歳で障がいのある人の取り巻く環境が変化し、新たな環境で本人のことを伝えることが大変だとお聞きしています。窓口で配布していますサポートファイルを支援者との情報共有や継続した支援を受けやすくするため、ご活用いただければと思います。

#### 4 災害時の避難や医療、居場所の充実

近隣には、市内に重度障がい児者に対する医療に対応できる、医療センターなどの施設があるが、芦屋市内には対応可能な医療機関がないため医療を他市に頼らざるを得ない状況です。親の高齢化により他市で医療を受けることも大変になり、障がい者本人が地域で安心して医療を受けられる体制は最低限整えるべきである。

災害時に重度障がい児者が避難できる医療機関の確保も厳しい状況のため、命に関わる医療的ケアに対応できる施設の確保を早急にお願いたします。また、訪問看護との連携で重度障がい者のためのショートステイやグループホーム等の運営にも繋げていただきたくお願いたします。

(回答)

災害時に障がいのある人などが避難する施設の確保として、令和5年度に福祉避難所を2施設指定しました。今後も福祉施設へ働きかけを行い、福祉避難所の確保に努めてまいります。

また、避難所及び在宅の避難者については、医療機関・社会福祉施設・福祉避難所等の設備の整った施設への搬送及び、県・国等の関係機関の協力も得ながら、医師・看護師等による医療サービスの提供ができるように努めてまいります。

ショートステイなどの開設や運営に関する相談があった際、重度の障がいのある人が利用できるよう訪問看護との連携をしてほしいというニーズがあることを事業者へ伝えてまいります。

## 5 芦屋市一般会計における福祉予算において手当や助成を近隣市区町村レベルへ

芦屋市は障がい者の数に比べて福祉サービスの利用率や利用頻度が低く、サービス事業者も少ない中、近隣市区町村に比べ一般会計予算の割合が低い。適正なサービス内容や量を行政と当事者が連携しながら検討し、近隣地域と同レベルの福祉サービスを実施するために必要な福祉予算の確保をお願いいたします。

(回答)

障がいのある人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、障がい福祉サービス等の必要量を見込むとともに、その提供体制を確保するための取組の方向性を定めた「障がい福祉計画」を策定し、事業の推進を図っております。本市の限られた市域の中にすべての福祉資源を確保することは難しいため、他市との連携を図りながらサービス提供体制を確保してまいります。

また、障がい福祉に関する予算は、市全体の限られた財源の中で確保していくこととなります。予算の作成に当たっては、障がいのある人が希望する生活の実現に向け、必要なサービスを本人と計画相談員が話し合ったプランによる利用実績をもとに、過去からの推移や直近の動向などから、次年度のサービス利用量を適切に見込み、障がいのある人が地域などで安心して円滑に暮らしていただけるよう、予算の確保に努めております。

## 6 移動支援の利用拡大

就労施設や生活介護施設への送迎が家族にとって重い負担となっています。現在週一回は移動支援を使ってヘルパーに送迎してもらえることになってはいますが、介護者の高齢化を考えると週一回の支援では根本解決になりません。移動支援を柔軟に使えるよう検討をお願いいたします。

(回答)

障がい団体のみなさまやサービス提供事業者など関係機関と一緒に障がい福祉サービス等ガイドラインを作成するとともに、移動支援のサービス利用に関し、原則、自宅から自宅へのサービ



ス提供としていた始点・終点を週4日以上往復での事業所への送迎が確保されており、週1回に限り、日中サービスの事業所から一時的な余暇活動として直接移動支援の利用を希望される場合は利用可能とするなどご利用いただきやすいよう令和5年度から見直し行っております。

ご要望いただいております障がい者施設への送迎のための移動支援の活用は、移動支援事業が障害者総合支援法上、社会生活に必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を行うことを目的としていることから、通年かつ長期にわたるものは対象外としており、拡充の予定もございません。